## 開発許可関連手数料改定一覧表

平成20年1月1日(火)からの手数料は、以下のとおりです。

## 1 開発行為許可申請手数料

条件	開発区域の面積	改定額
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	0. 1 h a未満のとき	13,000円
	0.1 ha以上0.3 ha未満のとき	34,000円
	0.3ha以上0.6ha未満のとき	65,000円
	0.6 ha以上 1 ha未満のとき	133,000円
	1ha以上 3ha未満のとき	200,000円
	3 ha以上 6 ha未満のとき	261,000円
	6 ha以上 10 ha未満のとき	337,000円
	10 ha以上のとき	460,000円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	0. 1 h a未満のとき	20,000円
	0. 1 ha以上0. 3 ha未満のとき	46,000円
	0.3ha以上0.6ha未満のとき	100,000円
	0.6 ha以上 1 ha未満のとき	185,000円
	1 h a以上 3 h a未満のとき	307,000円
	3 h a以上 6 h a未満のとき	415,000円
	6 h a以上 10 h a未満のとき	521,000円
	10 h a以上のとき	737,000円
(3) (1)または(2)以外の目的で行 う開発行為の場合	0. 1 h a未満のとき	131,000円
	0. 1 h a以上 0. 3 h a未満のとき	199,000円
	0.3 ha以上0.6 ha未満のとき	292, 000円
	0.6 ha以上 1 ha未満のとき	348,000円
	1 h a以上 3 h a未満のとき	525,000円
	3 h a以上 6 h a未満のとき	599, 000円
	6 h a以上 10 h a未満のとき	746,000円
	10 h a以上のとき	1,004,000円

## 2 開発行為変更許可申請手数料

変更内容により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

## 3 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料および開発登録簿の写しの交付手数料

申請	内 容	改定額
地位の承継の承認申請手数料	自己居住用または自己業務用で1ha未満	2,500円
	自己業務用で1 h a以上	4,000円
	非自己用	19,000円
開発登録簿写しの交付手数料(用紙	1 枚当り)	700円

お問い合わせ先 都市整備部建築調整課

電話3993-1111 内線8571~8573